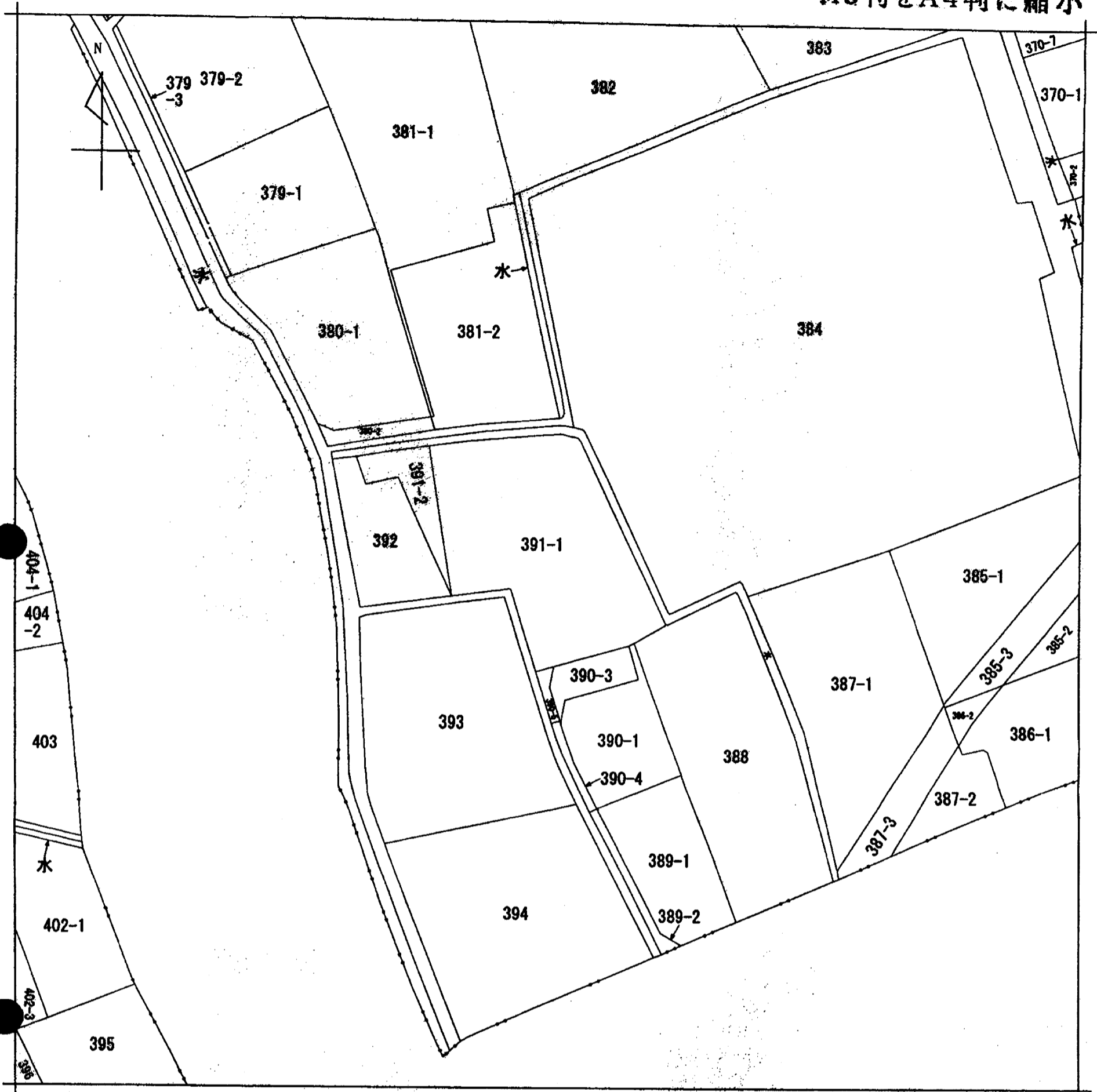
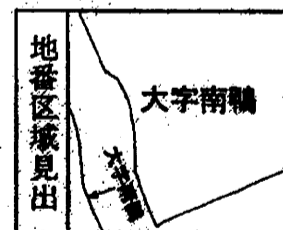


A3判をA4判に縮小



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	仲多度郡多度津町大字南鶴字辻			地番	391番1		
出力尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日	備付年月日(原図)			補記事項				

これは地図に準ずる区面に記録されている内容を証明した書面である。

(高松法務局丸亀支庁管轄)

平成25年5月30日

高松法務局

申請番号：52-5

(1/1)

登記官

(7枚目)

公用